建設水道課よりお知らせ

〈サポート事業チェックシート〉※参考にしてください。

サポート事業を利用したことがない（補助は1世帯につき1回限り）
- いいえ → 申請できません
- はい ↓

現在居住している住宅の修繕である（用途は居宅であること）
- いいえ → 申請できません
- はい ↓

浅川町に一年以上住所があり居住している
- いいえ → 申請できません
- はい ↓

修理は、町内の施工業者に依頼する
- いいえ → 申請できません
- はい ↓

同一工事での他の補助制度等と併用していない
- いいえ → 申請できません
- はい ↓

世帯員全員が町税等、水道料金、住宅使用料などを滞納していない
- いいえ → 申請できません
- はい ↓

補助対象工事は20万円以上である
- いいえ → 申請できません
- はい ↓

併用住宅の場合、住宅部分のみ修繕する
- いいえ → 申請できません
- はい ↓

以下の補助対象工事のいずれかに該当する
- いいえ → 申請できません

①汲取りトイレから水洗トイレへの改修工事
②和式便器から洋式便器への取替え工事
③下水道への接続工事
④井戸水から上水道への工事
⑤各室間の段差や玄関アプローチの段差を解消する工事
⑥手すり及びスロープの設置及び改修工事
⑦屋根、壁、床及び建具の修繕工事（外構工事等は対象外）

- はい ↓

工事着手していない（補助金交付決定前に工事を行いますと対象になりません）
- いいえ → 申請できません
- はい ↓

令和6年2月29日（木）【期限厳守】 までに実績報告（工事完了）ができる工事である
- いいえ → 申請できません
- はい ↓

申請可能です【令和6年1月31日（水）午後5時まで】

【問合わせ先】　浅川町役場　建設水道課　TEL0247-36-1184